

# 県立高等学校の授業料無償化等について

## 国の制度概要

○公立高等学校について授業料を徴収しない。（「公立高等学校授業料不徴収交付金」を交付する。）

- 1 標準算定式 ※△11.5%は国の定めた全国一律の率  
基礎授業料月額×12月×10月1日生徒数×(1-0.115)
- 2 算定上考慮されない生徒
- ・高校既卒者
  - ・標準就業年限超過在学者
  - ・専攻科、別科の生徒及び聴講生



実際の徴収・不徴収については各県の判断

○「高等学校等就学支援金」を支給する。

- 1 支給額  
年118,800円  
(低所得世帯の生徒については1.5~2倍を支給)
- 2 支給期間  
最大36月(定時制・通信制は最大48月)
- 3 支給対象外
- ・高等学校等を卒業し又は修了したもの
  - ・私立高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は最大48月)を超えるもの
  - ・専攻科、別科の生徒及び聴講生
- 4 休学の取扱い  
支給停止の申し出により支給が停止された期間は支給期間に算入されない。
- 5 留学の取扱い  
国内に住所を有しない場合は支給対象外。帰国後の手続きにより残期間の範囲内で受給が可能。

## 本県の対応

○就学意欲のある生徒の授業料を不徴収

専攻科、聴講生(社会人教育と同等)を除き、特別の事由に該当しない場合には授業料を徴収しないことで、経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図る。

- 1 不徴収の対象者
- ・全日制の生徒
  - ・定時制の生徒
  - ・通信制の生徒
  - ・併修生(公立・私立の区別なし)
- 2 特別の事由

徴収しないことが生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる次の場合

- ・就学に対する本人の意欲があまりにも欠如しているもの
- ・授業料を徴収しないことがあまりに公平を欠くもの

○県立高等学校と同様の就学環境を整える。

県独自の就学支援金を交付することで、支給の対象者を県立の不徴収の対象者と同様とする。

就学意欲のある生徒については原則対象とする。



県立

私立